



各職種の能力評価基準(1)

呼 称		① 鉄筋技能者	② 型枠技能者	③ 機械土工技能者	④ 左官技能者
能力評価実施団体		(公社) 全国鉄筋工事業協会	(一社) 日本型枠工事業協会	(一社) 日本機械土工協会	(一社) 日本左官業組合連合会
認定日		令和元年10月8日	令和元年10月8日	令和元年10月8日	令和元年10月25日
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録鉄筋基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録型枠施工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録機械土工基幹技能者 ●1級建設機械施工技士 ●1級土木施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録左官基幹技能者 ●1級建築施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・1級鉄筋施工技能士(組立て、または施工図) ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・型枠施工1級技能士 ・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育 ●ローラー運転業務従事者安全衛生教育 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰(建設ジュニアマスター) 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級左官技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	2年(430日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・丸のご等取扱作業安全衛生教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ●ローラーの運転の業務に係る特別教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級左官技能士 ●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て作業従事者特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者			

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



各職種の能力評価基準(2)

呼称		⑤ 内装仕上技能者	⑥ 防水施工技能者	⑦ 切断穿孔技能者	⑧ サッシ・カーテンウォール技能者
能力評価実施団体		(一社) 全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	(一社) 全国防水工事業協会	ダイヤモンド工事業協同組合	(一社) 日本サッシ協会 (一社) カーテンウォール・防火開口部協会
認定日		令和元年10月25日	令和元年10月31日	令和元年10月31日	令和元年10月31日
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録内装仕上工事基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●1級建築施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録防水基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録切断穿孔基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)	7年(1505日)	6年(1290日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級技能士(内装仕上げ施工職種または表装職種) ●青年優秀施工士地・建設産業局長顕彰 ●2級建築施工管理技士 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級防水施工技能士 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級ビル用サッシ施工作業技能士 ●1級金属製カーテンウォール工事作業技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級技能士(内装仕上げ施工職種または表装職種) ●足場の組立等作業従事者特別教育 ●自由研削といしの取替え等の業務特別教育 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●丸のこ等取扱作業安全教育 ●玉掛け技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級防水施工技能士 ●玉掛け技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・切断穿孔技士 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級ビル用サッシ施工作業技能士 ●2級金属製カーテンウォール工事作業技能士 ●下記の全ての資格 ✓職長・安全衛生責任者教育 ✓低圧電気取扱特別教育 ✓アーク溶接特別教育 ✓足場の組立等作業従事者特別教育 ✓研削といしの取替え等の業務特別教育
	レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者			

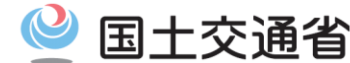
※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼称		⑨ 建築大工技能者	⑩ トンネル技能者	⑪ 圧接技能者
能力評価実施団体		(一社) JBN・全国工務店協会 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会 (一社) 日本ツーバイフォー建築協会 (一社) 日本ログハウス協会	全国建設労働組合総連合 (一社) 全国中小建築工事業団体連合会 (一社) 日本木造住宅産業協会 (一社) プレハブ建築協会	(一社) 日本トンネル専門工事業協会 全国圧接業協同組合連合会
認定日		令和元年10月31日	令和元年12月26日	令和元年12月26日
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録建築大工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者(現代の名工) ●技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録トンネル基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録圧接基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・下記のうちから2つ以上 ✓1級又は2級建築大工技能士 ✓1級又は2級建築施工管理技士 ✓職業訓練指導員(建築科・枠組壁建築科) ✓木材加工用機械作業主任者技能講習 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習 ✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ✓認定ログビルダー ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ✓枠組壁建築技能士 ✓1級若しくは2級建築士又は木造建築士 ✓プレハブ建築科 ✓建築物の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 ✓プレハブ建築マイスター 	<ul style="list-style-type: none"> ・職長・安全衛生責任者教育 ・足場の組立て等作業従事者特別教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 0.5年(108日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	2年(430日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・丸のご等取扱作業安全衛生教育 ・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両系建設機械(機体重量3t以上の整地・運搬・積込み・掘削用機械)の運転技能講習 ・小型移動式クレーン(5t未満)の運転技能講習 ・玉掛け作業技能講習 ・高所作業車の運転技能講習 ・車両系建設機械(解体用)の運転技能講習又はコンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 ・特定粉じん作業特別教育 ・ずい道等の掘削・運搬・覆工等の内作業特別教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス溶接技能講習 ・研削といしの取替え等の業務特別教育
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



各職種の能力評価基準(4)



呼称		⑫ 電気工事技能者	⑬ コンクリート圧送技能者	⑭ とび技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本電設工業協会	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 (一社) 日本鷹工業連合会
認定日		令和2年2月5日	令和2年2月5日	令和2年3月4日
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	12年(2580日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録電気工事基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録コンクリート圧送基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録鷹・土工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 7年(1505日)
レベル3	就業日数	5年(1075日)	7年(1505日)	8年(1720日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種電気工事士免状取得者 ※ただし、下記の保有資格にあっては、それぞれ指定する就業日数を満たすことでレベル3の保有資格を有するものと取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ✓第一種電気工事士試験合格者で認定電気工事従事者(就業日数1,505日(7年)以上) ✓青年優秀施工者土地・建物産業局長顕彰者(建設ジュニアマスター)で第二種電気工事士免状取得者(就業日数1,505日(7年)以上) ✓第二種電気工事士免状取得者で認定電気工事従事者(就業日数2,150日(10年)以上) ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級コンクリート圧送施工技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級とび技能士 ●1級又は2級建築施工管理技士 ●1級又は2級土木施工管理技士 ●下記資格のうち3つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓2級とび技能士 ✓レベル2の12資格(※) ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 2年(430日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●第一種電気工事士試験合格者 ●第二種電気工事士免状取得者 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級コンクリート圧送施工技能士 ●コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・下記の12資格(※)のうち1つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓足場の組立て等作業主任者技能講習 ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ✓地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 ✓建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習 ✓木造建築物の組立て等作業主任者技能講習 ✓コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ✓車両系建設機械(解体用)運転技能講習 ✓車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ✓ガス溶接技能講習
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者			

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



各職種の能力評価基準(5)

呼称		⑮ 橋梁技能者	⑯ 海上起重技能者	⑰ 保温保冷技能者	⑱ 消防施設技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本橋梁建設協会	(一社) 日本海上起重技術協会	(一社) 日本保温保冷工業協会	消防施設工事協会
認定日		令和2年3月17日	令和2年3月17日	令和2年3月17日	令和2年3月17日
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録橋梁基幹技能者 ●1級土木施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録海上起重基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録保温保冷基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録消火設備基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	5年(1075日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●鋼橋架設等作業主任者技能講習及び足場の組立て等作業主任者技能講習 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上起重作業管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・1級熱絶縁施工技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●消防設備士 ●消防設備点検資格者 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●高所作業車運転技能講習及び酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	2年(430日)	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●玉掛け技能講習 ●一級又は二級小型船舶操縦士 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級熱絶縁施工技能士 ●下記資格のうち3つ以上 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習又は足場の組立て等作業従事者特別教育 ✓高所作業車運転技能講習又は高所作業車運転特別教育 ✓玉掛け技能講習又は玉掛け業務特別教育 ✓低圧電気取扱業務特別教育 ✓酸素欠乏危険作業特別教育 ✓石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業、封じ込めまたは囲い込みの作業特別教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●高所作業車運転特別教育 ●酸素欠乏危険作業特別教育 ●低圧電気取扱業務特別教育 ●あと施工アンカー施工士
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者				

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



各職種の能力評価基準(6)

呼称		⑱ ALC技能者	⑳ 建設塗装技能者	㉑ PC技能者	㉒ 外壁仕上技能者
能力評価実施団体		(一社) ALC協会	(一社) 日本塗装工業会	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会	日本外壁仕上業協同組合連合会
認定日		令和2年3月17日	令和2年3月25日	令和2年3月25日	令和2年3月25日
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録ALC基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録建設塗装基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級建築施工管理技士 ●1級土木施工管理技士 ●建築仕上げ改修施工管理技術者 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録PC基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録外壁仕上基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級建築施工管理技士 ●1級土木施工管理技士 ●建築仕上げ改修施工管理技術者 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・エーエルシーパネル施工技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級建築塗装作業技能士 ●1級鋼橋塗装作業技能士 ●2級建築施工管理技士 ●2級土木施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級又は2級土木施工管理技士 ●1級又は2級建築施工管理技士 ●コンクリート橋架設等作業主任者技能講習 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁仕上1級技能士 ●2級建築施工管理技士 ●2級土木施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接特別教育 ・玉掛け技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級建築塗装作業技能士 ●2級鋼橋塗装作業技能士 ●甲種危険物取扱者 ●乙種危険物取扱者 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●玉掛け技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質等作業主任者技能講習 ●鉛作業主任者技能講習 ●四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・玉掛け技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●甲種危険物取扱者 ●乙種危険物取扱者 ●有機溶剤作業主任者技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●玉掛け技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●酸素欠乏危険作業主任者技能講習 ●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 ●特定化学物質等作業主任者技能講習 ●鉛作業主任者技能講習 ●四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 ●石綿作業主任者技能講習
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者				

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



各職種の能力評価基準(7)

呼称		㉓ 基礎ぐい工事技能者	㉔ タイル張り技能者	㉕ 硝子工事技能者	㉖ 造園技能者
能力評価実施団体		(一社) 全国基礎工業協同組合連合会 (一社) 日本基礎建設協会	(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	(一社) 日本造園建設業協会 (一社) 日本造園組合連合会
認定日		令和2年3月25日	令和2年3月25日	令和2年3月25日	令和2年3月27日
レベル4	就業日数	10年(2150日)	12年(2580日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録基礎工基幹技能者 ●1級土木施工管理技士 ●1級建築施工管理技士 ●1級建設機械施工技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録タイル張り基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録硝子工事基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●1級建築施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工) ●技能グランプリ(金賞・銀賞・銅賞・敢闘賞) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録造園基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●卓越した技能者(現代の名工) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 5年(1075日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	10年(2150日)	5年(1075日)	5年(1075日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎施工士 ●2級土木施工管理技士 ●2級建築施工管理技士 ●2級建設機械施工技士 ●車両系建設機械(基礎工事用)運転業務従事者安全衛生教育 ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転業務従事者安全衛生教育 ●移動式クレーン運転士安全衛生教育 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・タイル張り1級技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級ガラス施工技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●2級建築施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級造園技能士 ●1級造園施工管理技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●下記資格のうち2つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ✓不整地運搬車運転技能講習 ✓地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 3年(645日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	5年(1075日)	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習 ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ●移動式クレーン運転士 ●小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転特別教育 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●玉掛け技能講習 ●基礎杭溶接管理技術者 ●基礎杭溶接技能者 	<ul style="list-style-type: none"> ・足場の組立て等作業従事者特別教育 ・自由研削といしの取替等の業務特別教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級ガラス施工技能士 ●高所作業車運転技能講習 ●足場の組立て等作業主任者技能講習 ●玉掛け技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級造園技能士 ●2級造園施工管理技士 ●下記資格のうち2つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転特別教育 ✓高所作業車運転業務特別教育 ✓不整地運搬車運転特別教育 ✓移動式クレーン運転特別教育 ✓高所作業車運転業務特別教育 ✓不整地運搬車運転特別教育 ✓移動式クレーン運転特別教育 ✓立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木)特別教育又はチェーンソーを用いての立木伐木・かかり木処理または造材特別教育 ✓ロープ高所作業特別教育 ✓墜落制止用器具を用いて行う作業に関わる特別教育 ✓玉掛け技能講習 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育
	就業日数	3年(645日)	5年(1075日)	3年(645日)	3年(645日)
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者				

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼称		㉗ エクステリア技能者	㉘ ダクト技能者	㉙ グラウト技能者	㉚ 冷凍空調技能者
能力評価実施団体		(公社) 日本エクステリア建設業協会	(一社) 日本空調衛生工事業協会 (一社) 全国ダクト工業団体連合会	(一社) 日本グラウト協会	(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
認定日		令和2年3月27日	令和2年3月27日	令和2年3月27日	令和2年3月27日
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録エクステリア基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録ダクト基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級管工事施工管理技士 ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録グラウト基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録冷凍空調基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級土木施工管理技士 ●1級造園施工管理技士 ●1級ブロック建築技能士 ●1級石材施工技能士 ●1級造園技能士 ●1級エクステリアプランナー ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級建築板金技能士(ダクト板金) ●2級管工事施工管理技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級又は2級土木施工管理技士 ●ジェットグラウト技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・1級冷凍空調と機器施工技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・第一種冷媒フロン類取扱技術者 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●2級土木施工管理技士 ●2級造園施工管理技士 ●2級ブロック建築技能士 ●2級石材施工技能士 ●2級造園技能士 ●2級エクステリアプランナー ●建築コンクリートブロック工事士 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級建築板金技能士(ダクト板金) ●高所作業車運転特別教育又は高所作業車運転技能講習 ●足場の組立て等作業従事者特別教育 ●玉掛け技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボーリングマシン運転特別教育 ●特定化学物質等作業主任技術者技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●玉掛け特別教育又は玉掛け技能講習 ●低圧電気取扱業務特別教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級冷凍空調と機器施工技能士 ●ガス溶接技能講習 ●第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者
	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者				

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。



各職種の能力評価基準(9)

呼称		㉑ 運動施設技能者	㉒ 配管技能者	㉓ 建築板金技能者	㉔ 道路標識・路面標示技能者
能力評価実施団体		(一社) 日本運動施設建設業協会	全国管工事業協同組合連合会 (一社) 日本配管工事業団体連合会 (一社) 日本空調衛生工事業協会	(一社) 日本建築板金協会	(一社) 全国道路標識・標示業協会
認定日		令和2年3月27日	令和2年3月31日	令和2年3月31日	令和2年3月31日
レベル4	就業日数	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録運動施設基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録配管基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級管工事施工管理技士 ●給水装置工事主任技術者 ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録建築板金基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級建築施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●登録標識・路面標示基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●道路標識点検診断士 ●1級土木施工管理技士 ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●運動施設施工技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級配管技能士 ●2級管工事施工管理技士 ●排水設備工事責任技術者 ●配水管工技能者 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●1級建築板金技能士 ●2級建築施工管理技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●金属屋根工事技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	<ul style="list-style-type: none"> ●路面標示施工技能士(単一等級溶融又は加熱) ●2級土木施工管理技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●能力向上教育 ●下記の全ての資格 ✓玉掛け技能講習 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級又は2級土木施工管理技士 ●1級又は2級造園施工管理技士 ●1級又は2級建設機械施工技士 ●車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 ●ショベルローダー等の運転技能講習 ●締固め機械(ローラー)の運転特別教育 	<ul style="list-style-type: none"> ●2級配管技能士 ●高所作業車運転特別教育又は高所作業車運転技能講習 ●給水装置工事配管技能者 ●地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 ●石綿作業主任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接特別教育 ・玉掛け技能講習 ・高所作業車運転技能講習 	<ul style="list-style-type: none"> ●玉掛け技能講習 ●小型移動式クレーン運転技能講習 ●高所作業車運転技能講習 ●乙種危険物取扱者 ●フォークリフト運転技能講習
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者				

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

呼称		㊦ 土工	
能力評価実施団体		(一社) 日本機械土工協会	
認定日		令和2年3月31日	
レベル4	就業日数	10年(2150日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録土工基幹技能者講習 ●1級建設機械施工技士 ●1級土木施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰建設マスター ・レベル2、3の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)	
レベル3	就業日数	7年(1505日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●下記資格のうち1つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ✓2級建設機械施工技士 ✓職業訓練指導員 ✓発破技士 ✓甲種火薬類取扱保安責任者 ✓乙種火薬類取扱保安責任者 ✓地山の掘削および土止支保作業主任者技能講習 ●下記資格のうち2つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓地山の掘削作業主任者技能講習(旧) ✓土止め支保作業主任者技能講習(旧) ✓型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習 ✓足場の組立て等作業主任者技能講習 ✓コンクリート破碎機器作業主任者技能講習 ✓はい作業主任者技能講習 ✓車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習 ✓不整地運搬車運転技能講習 ✓高所作業車運転技能講習 ✓フォークリフト運転技能講習 ✓小型移動式クレーン運転技能講習 ✓ガス溶接技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)	
レベル2	就業日数	2年(430日)	
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・下記資格のうち2つ以上 <ul style="list-style-type: none"> ✓小型車両系建設機械(整地運搬積込機・掘削機・基礎工事機・解体用機械)の運転(機体重量3t未満)特別教育又は車両系建設機械(整地・運搬・積込み用および掘削用)運転技能講習 ✓基礎工事用機械の運転(非自走式)特別教育 ✓締固め用機械(ローラー)の運転特別教育 ✓基礎工事用機械の作業装置の操作(自走式)特別教育 ✓コンクリート打設用機械の作業装置の操作特別教育 ✓不整地運搬車の運転(最大荷重1t未満)特別教育 ✓低圧電気取扱業務特別教育 ✓研削といし・自由研削といしの取替等の業務特別教育 ✓足場の組立て等作業従事者特別教育 ✓クレーンの運転(つり上げ荷重5t未満およびつり上げ荷重5t以上の跨線テルハ)特別教育 ✓ロープ高所作業特別教育 ✓立木伐木(胸高直径70cm以上、胸高直径20cm以上重心偏・つりきり・かかり木)特別教育 ✓玉掛け技能講習 	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。